

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：法人
2. 氏名／団体名：株式会社ピスク
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

重点施策①及び⑤に関連して、IT戦略における重要なコンテンツとして「登記情報」を取り扱うことの有用性について、意見を述べたいと思います。

不動産及び商業登記制度等の下、登記所に蓄積されている登記情報は、社会生活における様々な場面において重要な役割を果たしていることはご存知のとおりです。現状、国民が登記所から登記情報を取得するための一般的な方法には「登記事項証明書の取得」及び「登記情報提供システムの利用」がありますが、ここに大きな問題があります。

第1の問題点は、登記情報の保管・再利用を目的として電子化を行うためには、得られた登記情報を改めて手作業等で入力し直す必要がある点です。ちなみに登記情報提供システムにおいては、インターネットを通じて登記情報を獲得できるにも関わらず、テキストデータではなく、あくまで画像データとして配信される仕組みとなっています。

第2の問題点は、登記情報は申請された登記内容が時系列に逐次羅列されただけのものなので、単に取得しただけではその正確な内容を把握するのに多大な労力を要する点です。

これらの問題点を解決するには、登記情報提供システムを改修し登記情報をテキストデータとしてダウンロード可能に改善するだけでなく、それによって弊社のような民間事業者が第2の問題点を解決するソフトウェアを開発することで、登記情報の合理的かつ積極的な利用が図られ、登記情報を大量に扱う金融機関、不動産関連企業、各種士業等において絶大な威力を発揮することになります。また、登記情報の新たな活用方法について考案する民間事業者が登場することも期待でき、新たな新事業が創出される可能性もあります。

では何故、もともと登記所において登記情報はテキストデータとして保有されているにも関わらず、登記情報提供システムはテキストデータとしてダウンロード不可能な仕組みを採用しているのでしょうか。かつて法務省の行ったパブリックコメントにおいて「登記情報の内容はテキストデータとして利用できるようにすべき」との意見が出された際に、法務省側は「登記情報の公開の観点に照らすと、登記情報の改ざんに繋がる問題であり、それを認めることは困難である」と回答されています。登記情報改ざんの恐れがテキストダウンロードを阻む理由とお考えのように思えますが、本当にそうでしょうか。

登記情報提供サービスHP上の「よくあるご質問」には次のように述べられています。

『画面に表示された登記情報を印刷しても、その書面には登記官の認証文が付されないため、登記事項証明書のような証明力はありません。画面に表示された情報は請求時の最新情報ですが、利用者が登記所で閲覧を行い、「登記事項の全部をメモした」ものと同程度の情報に過ぎません。』つまり、登記情報提供システムから取得される情報については元来証明力はなく、「改ざん」という問題を考慮する必要は一切ないということが分かります。

長年に亘り多くの関係者の弛まぬ努力によって蓄積されてきた登記情報は、良質かつ有用なコンテンツとして現に存在しています。これをITを用いてより有効に活用する道を開けば、我が国特有のアドバンテージとして国民全体に利益をもたらすものと確信します。

以上